

東京外国語大学大学院・学士課程における授業の欠席の取扱いに関する申合せ

(目的)

第1条 この申合せは、東京外国語大学（以下「本学」という。）総合国際学研究科、言語文化学部、国際社会学部及び国際日本学部の授業等において、学生が欠席した場合の具体的な取扱いについて定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この申合せにおいて、公欠とは、授業に欠席したとはみなさない取扱いとすることをいう。

(公欠)

第3条 本学の学生が、次の各号に掲げる事由により、やむを得ず授業等を欠席する場合は、これを公欠として取り扱う。

- (1) 学校保健安全法施行規則第18条に規定する感染症に感染した場合、又は感染したおそれがある場合
- (2) 気象警報・交通機関の運休等により通学が困難であると認められた場合
- (3) 親族が死亡した場合
- (4) 裁判員制度による裁判員又は裁判員候補者に選任された場合
- (5) 教育実習・介護等体験（介護等体験の事前指導を除く。）に参加する場合
- (6) その他学長が必要と認める場合

2 公欠の届出に必要な事項は、別表1のとおりとする。

(公欠扱いにはならないが、書類の提出により、学生が欠席について配慮を求められることができる場合)

第4条 本学の学生が、次の各号に掲げる事由により、やむを得ず授業等を欠席する場合は、欠席について配慮を求められることができる。

- (1) 病気（前条第2項第1号で定める感染症を除く。）、怪我
- (2) 大学の授業科目として行われる学外の実習（教育実習・介護等体験を除く。）
- (3) 就職活動（採用試験・面接等。会社訪問、企業セミナー、内定者研修は含まない。）
- (4) 課外活動（関東甲信越大学体育大会又は全国大会以上の大会等に出場する場合。）
- (5) その他部局長が必要と認める場合

2 前項に掲げる事項の取扱いは、別表2のとおりとする。

(補講等)

第5条 当該授業科目の担当教員は、前2条によった場合、授業の補講等を実施することができる。

(一授業科目当たりの公欠の制限)

第6条 一の授業科目について、公欠扱いとすることができる回数は、原則として、当該授業科目の授業回数の4分の1を超えることができないものとする。

別表1（第3条関係）

区分	事由	公欠期間	必要書類等
第一号	学校保健安全法施行規則第18条に規定する感染症に感染した場合、又は感染したおそれがある場合	診断書等に記入されている出席停止期間	医療機関発行の「診断書」または「治癒証明書」等
第二号	気象警報・交通機関の運休等により通学が困難であると認められた場合	事由により出講が不可能であった時限	駅発行の遅延証明書等（本学ホームページに掲載する全学休講期間については手続不要）
第三号	親族が死亡した場合（配偶者及び1親等、2親等の親族の死亡）	配偶者及び1親等の親族の場合は、死亡した日から起算して連続7日間（休日を含む）	会葬礼状等
		2親等の親族の場合は、死亡した日から連続3日間（休日を含む）	
第四号	裁判員制度による裁判員又は裁判員候補者に選任された場合	裁判員候補者として、裁判員選任手続のために裁判所に行った場合は半日程度	裁判所からの通知書等
		裁判員として選任され、裁判（公判、評議、評決等）に参加する期間	
第五号	教育実習・介護等体験に参加する場合	教育実習・介護等体験に参加する期間	不要

※第五号によるものの他は、公欠事由解消後、速やかに手続きを行うこと。なお、第一号、第三号及び第四号の事由による場合、公欠事由の発生と共に電話またはメールで教務課に連絡の上欠席すること。必要書類等は教務課に提出する一式のみ用意すること。なお、公欠届は公欠扱いを提出する授業の数だけ必要である。

別表2（第4条関係）

区分	事由	期間	所定の手続
第一号	病気、怪我	事由により受講できない期間	教務課窓口で配付している用紙に医療機関発行の「診断書」または「治癒証明書」「領収書（写）」等を添え教務課の認印を受けた上、授業担当教員に提出
第二号	大学の授業科目として行われる学外の実習		教務課窓口で配付している用紙に内容を記入の上、実習担当教員の署名をもらい、教務課の認印を受けた上、授業担当教員に提出
第三号	就職活動		学生課窓口で配付している用紙に内容を記入し会社等の証明印を添え、学生課での認印を受けた上、授業担当教員に提出
第四号	課外活動		学生課窓口で配付している用紙に大会の概要等の証明を添え学生課での認印を受けた上、授業担当教員に提出

※第一号を除き、原則として事前に所定の手続きを行うこと。

証明書類等は教務課または学生課に提出する一式のみ用意すること。なお、所定の用紙は提出する授業の数だけ必要である。

【参考】学校保健安全法施行規則（感染症の種類）

第十八条 学校において予防すべき感染症の種類は、次のとおりとする。

- 一 第一種 エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属 SARS コロナウイルスであるものに限る。）、中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属 MERS コロナウイルスであるものに限る。）及び特定鳥インフルエンザ（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条第三項第六号に規定する特定鳥インフルエンザをいう。次号及び第十九条第二号イにおいて同じ。）
- 二 第二種 インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く。）、百日咳、麻しん、流行性耳下腺炎、風しん、水痘、咽頭結膜熱、結核及び髄膜炎菌性髄膜炎
- 三 第三種 コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎その他の感染症